融資商品説明書

令和6年5月1日現在

商品名	エコ・カーライフプランプライム(2-5) (山口県次世代自動車整備資金融資)
ご利用いただける方	・次の県制度融資要綱および(一社)しんきん保証保証基準をすべて満たす個人の方。 (1)山口県次世代自動車整備資金融資要綱基準 ①次世代自動車を自ら利用する方。 ②県内に住所を有する方。 ③自己資金だけでは資金の調達が困難な方。 ④県税及び個人住民税を滞納していない方。 ⑤次世代自動車の購入をしていない方。 (2)(一社)しんきん保証保証基準 ・年齢が満１８歳以上で安定継続した収入がある方。 ・年金収入の方も対象となります。 ・派遣社員・パート等非正規社員の方は、安定継続した収入があると認められる方。（年収１５０万円以上または、年収９０万円以上で家族と同居されている方。） 産前産後休業中または育児休業中の方は、休業後に復職し、安定継続した収入が見込める場合には、ご申告によりお取扱いが可能です。 (3)当金庫の会員資格を有する方。 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 (4)日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方。 (5)(一社)しんきん保証基金(以下、基金といいます。)の保証が受けられる方。 【就職内定されている方の特例制度】 学生等で就職先が内定しており、以下の①～④の条件をすべて満たす個人の方は、対象とすることができます。ただし、しんきん個人ローンインターネット申込受付システム（ネットシステム）からのお申込は対象外となります。 ①申込時および実行時年齢が満１８歳以上３０歳未満の方。 ②就職内定先が発行する内定を証明する書類が提出できる方。 ③ご融資金額が２００万円以内である方。 ④元金返済据置期間は、６ヵ月以内または就職月の翌々月まで。 (5) 次のいずれかの条件を満たす方 ①本件ローン申込みをしんきん個人ローンインターネット申込受付システム（ネットシステム）で行った方。 ②申込時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローンが次のいずれかの条件を満たす方。

	当金庫の対象ローン	当金庫の対象ローンの条件
a	すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する。 ・貸付実行日から６ヵ月以上経過しかつ延滞債務がない。 ・完済して３年以内
b	すべての基金保証付カードローン ※学資ローン当貸、教育カード当貸および新教育カードローンは含まない。	次のいずれかに該当する。 ・契約中 ・新規契約するカーライフプラン(プライム)の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する。

③本件ローンにより次の電気自動車等（新車・中古車）を購入する方

【対象となる自動車】

電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

萩山口信用金庫

融資商品説明書

令和6年5月1日現在

商品名	エコ・カーライフプランプライム(2-5) (山口県次世代自動車整備資金融資)
お使いみち	・申込人自ら利用する次の次世代自動車（新車限定）の購入資金 (1)燃料電池自動車　(2)電気自動車 (3)天然ガス自動車　(4)ハイブリッド自動車 (5)プラグインハイブリッド自動車　(6)クリーンディーゼル自動車 (7)ＬＰＧ自動車 ※ 山口県次世代自動車整備資金融資の認定が必要となります。 ※次のいずれかに該当するものは、対象とはなりません。 ①事業性のもの　②個人間売買による購入費用　③支払先が、申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人･自営業　④支払済資金
ご融資金の交付	・ご融資金は購入先等へ振込となります。
ご融資金額	・１０万円以上５００万円以内(１０万円単位)。 (1)他の公的補助又は融資を受ける場合は、当該金額を控除した額となります。 (2)１０万円未満は切捨てた申込となります。 (3)保証料は申込金額に含めることができません。 (4)今回の申込金額と他信用金庫取扱分を含めた基金保証付消費者ローン（フリーローを含む）の現在残高（当座貸越の場合は貸越極度額）の合計額が３，０００万円以とします。
ご返済期間	・３ヵ月以上１０年以内。 最長６ヵ月間の元金返済据置(利払いのみ)ができます。
ご融資利率	・固定金利。山口県次世代自動車整備資金融資の利率を適用いたします。
ご返済方法	・毎月元利均等分割返済とします。 ご融資金額の５０％以内で６ヵ月ごとの増額返済(１万円単位)の併用もできます。
担　　保	・不要です。
連帯保証人	・不要です。
保 証 料	・保証料率はご融資利率に含めます。
手 数 料 等	・不要です。
会　　員	・当金庫のご融資総額が７００万円を超える場合は、会員になっていただきます。
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置･･･本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話:083-922-2700）までお申し出ください。 ・紛争解決措置･･･東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
そ の 他	・審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承願います。 ・ご融資利率やご返済の試算等につきましては当金庫本支店窓口にお問合せください。

萩山口信用金庫